

盛岡ブランド表彰「もりおか暮らし物語賞」表彰要綱

(平成19年11月30日市長決裁)

改正 平成26年10月22日

(目的)

第1 この要綱は、盛岡ブランドの推進に寄与し、その功績が顕著な個人又は団体を表彰することに関し、その手続きを定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2 表彰は、毎年1回とし、盛岡ブランドの推進に寄与し、他の範となる活動を行った個人又は団体5組以内に対して行う。

(表彰)

第3 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰状を授与する。

(表彰の決定)

第4 被表彰者は、盛岡ブランド市民推進委員及び市関係部署からの推薦並びに一般公募による候補者を盛岡ブランド推進戦略会議へ内申し、盛岡ブランド推進戦略会議の協議を経て市長が決定する。

(公表)

第5 被表彰者が決定したときは、市広報等で公表する。

(取消)

第6 市長は、被表彰者が自己の責めに帰すべき行為により榮譽を著しく失墜したときは、表彰を取り消すことができる。